

和泉市電気自動車充電設備等導入事業
(急速充電器)
公募型プロポーザル業務仕様書

令和 7 年 6 月
和 泉 市

目 次

1. 事業の名称.....	1 頁
2. 事業の目的.....	1 頁
3. 事業内容.....	1 頁
4. 本事業の実施期間.....	3 頁
5. 遵守事項.....	3 頁

1. 事業の名称

和泉市電気自動車充電設備等導入事業（急速充電器）（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

平成26年に設置した電気自動車充電設備等（以下、「EV充電設備等」という）について、耐用年数が経過していること及び修繕に必要な部品の供給が終了していることから、更新が必要な状況である。

EV充電設備等の更新・設置にあたっては、費用の低減を図るのみならず、「市の脱炭素施策の一層の推進に寄与すること」及び「災害時のEV充電設備等の活用ができること」が重要となることから、当該目的を達成するための事業等の提案を求めるとともに、提案事業等について、その成果を的確に検証できる事業者（別紙「和泉市電気自動車充電設備等導入事業（急速充電器） 公募型プロポーザル募集要領」に定める参加資格を有する事業者。以下、同じ。）を求めるものである。

3. 事業内容

事業者は、市が所有する下記施設の駐車場において、事業者の自己資本を活用し下記の業務を行う。また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、システム運用等に係る一切の費用は事業者の負担とし、市は費用を支出しない。

【施設：道の駅いずみ山愛の里（和泉市仏並町398番地の1）】

業務種別	対象となるEV充電設備等	業務内容
撤去及び処分	急速充電器：1台（必須） 普通充電器：1台（提案内容により必要な場合）	1. 既設EV充電設備等の撤去工事及び処分（普通充電器の撤去及び処分は急速充電器の設置にあたり必要な場合のみ）
新設	急速充電器：上限2台（充電口数上限2口）まで （別添「道の駅関係図面」で示す範囲内で設置台数を提案すること）	2. 新EV充電設備等の調達及び設置工事 3. 新EV充電設備等の維持管理及び運営業務（課金システムの運用を含む） 4. 駐車マス内の路面標示の更新

※駐車場利用料金：無料

（1）既設EV充電設備等の撤去工事及び処分並びに新EV充電設備等の調達及び設置工事

①EV充電設備等の撤去及び設置にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書及び図面を市に提出し、市の承諾を得ること。

- ②撤去・設置工事は、各施設の運営を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は各施設の運営に与える影響を必要最小限とするよう計画し、事前に市と協議を行うこと。なお、撤去・設置工事に伴い、施設側が管理運営上、警備員・設備員の配置増員が必要と認める場合は、事業者でその一切の経費を負担すること。
- ③E V 充電設備等の撤去及び設置にあたっては、市内業者の活用に努めること。
- ④E V 充電設備等の撤去工事及び処分並びに設置工事を行う際は、安全対策及び騒音・塵芥対策を十分に講じるとともに、関係法令を遵守し適切な方法により行うこと。
- ⑤急速充電器は別添「道の駅関係図面」で示す範囲内で設置することとし、台数は提案制とする。ただし、設置台数の上限は2台（充電口数の上限は合計2口）とする。なお、急速充電器の設置にあたり既設普通充電器の撤去及び処分が必要な場合は事業者の負担で行うこと。
- ⑥既設E V 充電設備等の撤去にあたっては、配線も合せて撤去すること。なお、配管の撤去は不要とする。
- ⑦新E V 充電設備等を既設E V 充電設備等と異なる場所に設置する場合、事業者の負担で既設の屋根及びバリカーも併せて撤去し、処分又は本事業において再利用（移設）すること。
- ⑧新E V 充電設備等の設置により既設の表示板の撤去が必要な場合は事業者の負担で撤去し、処分又は本事業において再利用（移設）すること。
- ⑨事業者は、全ての撤去した設備を産業廃棄物として適切に処理するものとし、その処理を証明する書類等（マニフェスト等）を市に提出すること。
- ⑩新設する急速充電器は最大出力が50kW以上とすること。
- ⑪新E V 充電設備等は、事業期間中継続して使用できる耐久性に優れた製品を使用すること。
- ⑫新E V 充電設備等の設置にあたっては、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、以下のガイドライン等を参考にユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意すること。
- ・『充電インフラ整備促進に向けた指針』（令和5年10月 経済産業省）
 - ・『電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン』（令和6年8月 経済産業省・国土交通省）
- ⑬新E V 充電設備等は別添の各施設関係図面で示す場所の範囲内で設置すること。市が示す範囲以外での設置は認めない。
- ⑭工事完了後は写真付きの完了報告書及び竣工図を市に提出すること。

（2）新E V 充電設備等への電力供給方法

事業者が別の電力契約を締結し、新規引込を行い電力供給を行うこと。施設の受変電設備の使用は認めない。

(3) 新E V充電設備等の維持管理及び運営業務（課金システムの運用を含む）

- ①製品に不具合等が発生した場合は事業者の責任により速やかに修繕等の対応を行い、利用者が常に充電サービスを利用できるよう維持管理を行うものとする。ただし、修繕等により充電サービスを一時利用停止する必要がある場合は除く。
- ②利用者からの問い合わせや苦情等が発生した場合は、事業者の責任により速やかに対応すること。
- ③利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理する等、適切な情報セキュリティ対策を講じること。
- ④利用者が利用しやすい利用料金を設定すること。
- ⑤充電サービスの適切な周知・広報を行い、利用を促進すること。
- ⑥充電サービスの利用状況等、各種データの収集を行い、市へ提供すること。
- ⑦利便性の高い充電サービスを提供すること。

4. 本事業の実施期間

(1) 事業期間は、下記の①と②を合わせた期間とし、事業期間中は事業者の責任において、E V充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、令和8年3月末までは道の駅いずみ山愛の里において公共下水道接続工事及び屋外トイレ改修工事を行う予定であることから、本事業に係る工事は実施できないため留意すること。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により、E V充電設備等を撤去するとともに、設置場所の原状回復を行うものとする。

①設備準備期間	本事業の事業者決定後、既設E V充電設備等の撤去工事及び処分、新E V充電設備等の調達及び設置工事を行う期間
②設備維持管理期間	①の期間に設置が完了した新E V充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上の複数年とすること

(2) 事業者の事情によりやむを得ず実施期間満了前に事業を終了させる場合の取扱いは、双方の協議によるものとする。ただし、このことにより本事業に係る国の補助金を返還する必要がある場合その他費用が生ずる場合は事業者で負担することとし、市は一切負担しない。

5. 遵守事項

事業者は、本事業を行うにあたっては下記事項を留意の上、遵守すること。

- (1) 事業者は、本事業における管理責任者を選任し、市へ報告すること。管理責任者を変更する場合も報告すること。

- (2) 市は、事業者が本事業を行うにあたり、地方自治法、和泉市行政財産使用料徴収条例及び同条例施行規則に基づき所有する施設の用地の使用を許可する。なお、現状有姿の状態で使用を許可することから、本事業を開始するにあたって整地等の工事が必要な場合は事業者の負担により行うこと。
- (3) 事業者は、使用の許可を受けた用地に係る行政財産使用料を年度毎に納付するものとする。なお、本事業に係る工事を実施する前に行政財産目的外使用許可申請が必要となるので留意すること。
- (4) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により補助事業に関する申請等の一切の手続きを行うこと。
- (5) 事業者は、利用者から利用料金を徴収し、事業者の収入とする。利用料金については、市と事前に協議の上、事業者が決定するものとする。
- (6) 事業者はE V充電設備等の利用により生じた電気料金を負担すること。
- (7) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす実施協定書等（本事業を実施するために取り交わす協定書、契約書、行政財産使用許可書等を言う。以下同じ。）に定める義務を履行しない場合には、実施協定書等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。なお、納付された行政財産使用料は還付しない。また、行政財産使用料の納付前にあたっては、原状回復が完了するまでの行政財産使用料を納付するものとする。
- (8) 事業者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害、利用者とのトラブル等が発生した場合は、全て事業者の責任により速やかに対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (9) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（実施協定書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (10) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (11) 事業者は、関係法令・条令等を遵守するものとする。また、関係法令・条令等で必要な協議・届出・工事を事業者の負担で実施すること。
- (12) 市が必要に応じて実施する施設・設備の修繕等に伴い、事業者が設置した急速充電器の利用を一時休止するよう要請する場合があるので、要請があった場合は従うこと。
- (13) 事業者が本事業を実施するにあたり積算した利用料金収入見込額に対して減収が生じた場合、その理由に関わらず市はその減収分に対し一切補償しない。
- (14) 本仕様書及び実施協定書等に記載のない事項並びに業務の内容・処理について疑義が生じた場合が発生した場合は、両者の協議により決定する。